

第四十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項を次のように改める。

三十三の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定に基づき長期優良住宅建築等計画（三十三の四の項において「計画」という。）の認定の申請に対する審査

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第二項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（三十三の五の項において「登録住宅性能評価機関」という。）がその適合を証する書類（三十三の四の項において「適合証」という。）の添付がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。） 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下の

ときは一万千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万三千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万五千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十二万七千円、一万平方メートルを超えるときは十八万七千円

ロ 既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは一万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万九千六百円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは五万四千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十五万七千円、一万平方メートルを超えるときは二十三万七千円

2 その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 新築住宅 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは五万六千円、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは七万二千円、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは十六万二千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは二十六万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは八十万円、

別表第一の三十三の四の項を次のように改める。

三十三の四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき計画の変更の認定の申請（同法第九条第一項に規定する住宅の譲受人の決定のみに伴う場合を除く。）に対する審査

一万平方メートルを超えるときは百二十万円
 ロ 既存住宅 申請する住宅に係る建築物の床面積の合計が二百平方メートル以下のときは八万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは十万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは二十一万八千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十五万円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは百四万円、一万平方メートルを超えるときは百六十万円

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に係る変更を要しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - イ 新築住宅 五千元
 - ロ 既存住宅 八千元
- 2 変更後の計画に係る適合証の添付がある場合（1に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の二の項下欄1に規定する床面積の合計とみなして同1により算定した額
- 3 その他の場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）を三十三の二の項下欄2に規定する床面積の合計とみなして同2により算定した額

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定基準が定められたことに伴い、既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。